

「豚インフルエンザ(H1N1)」に関する海外旅行保険等の
当社商品における保険金のお支払いについて

「豚インフルエンザ(H1N1)」に関する海外旅行保険等の当社商品における保険金のお支払いについて以下の
とおりご連絡します。(2009年4月27日現在)

1. 海外旅行総合保険、新・海外旅行保険【off(オフ)】、学校旅行総合保険

該当する保険金の種類をご確認ください。

保険金の種類	保険金のお支払い
治療費用保険金 疾病治療費用保険金 治療・救済費用保険金 疾病死亡保険金	お支払いの対象になります。
旅行変更費用保険金	「豚インフルエンザ(H1N1)」により被保険者、同行者またはご親族の方が死亡した場合、危篤になった場合または所定の期間の入院をした場合、お支払いの対象になります。それ以外の事由の場合、お支払い対象になりません(※1)。

(※1) 今後、次のような状況変化があり、それにもとづき出国を中止または中途帰国した場合は保険金のお支払い対象になります。

- (1) 政府(外務省)より渡航先に対する退避勧告(「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」)が発出された場合
- (2) 出入国規制が発せられた場合 など

2. 新・長期医療保険(Dr.ジャパン)、所得補償保険など(※2)

保険金のお支払い対象になります。

(※2) 新・長期医療保険(Dr.ジャパン)、所得補償保険、新・団体医療保険、医療費用保険、団体長期障害所得補償保険など、疾病等を支払事由とする商品をいいます。

3. 傷害総合保険など(※3)

保険金のお支払い対象になりません。(※4)

(※3) 傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、積立傷害保険などをいいます。

(※4) 特定感染症危険担保特約は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められる一類感染症、二類感染症、三類感染症による後遺障害、入通院または葬祭費用に対して保険金をお支払いする特約ですが、「豚インフルエンザ(H1N1)」はこれらに該当しませんので、保険金のお支払い対象にはなりません。

【本件に関するお問い合わせ先】

<受付時間> 平日 9:00~20:00、土日祝日 9:00~17:00

ご加入の商品	電話番号
インターネットまたは携帯電話でのお手続きで新・海外旅行保険【off(オフ)】にご加入のお客さま	新・海外旅行保険【off(オフ)】カスタマーセンター 0120-666-756
上記以外でご契約のお客さま	カスタマーセンター 0120-888-089